

特別活動(高等学校)

生徒会活動はどう改善されたのか。

1 生徒会活動の目標

生徒会活動の目標は、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の1「目標」で、次のように示している。

生徒会活動を通して育てたい態度や能力を、新たに目標として示した。

生徒会活動を通して、**望ましい人間関係**を形成し、集団や地域の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする**自主的、実践的な態度**を育てる。

生徒会活動においては、このような目標を実現する過程で、生徒の自主性・主体性を育てるとともに、学校集団としての活力を高め、健全で豊かな学校生活が展開できるような集団を育成することが期待される。

よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視した。

生徒会活動は、全生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。

2 生徒会活動の改善

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

- 生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結びつく活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、ホームルーム活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。

そのためには、各委員会ごとに話し合いの時間を、定期的に放課後や昼休み等に設定し生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全生徒に周知していくような時間を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。

- 定時制の課程においては、特別の事情がある場合には、「生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる」とされているが、これは今回の改訂により追加したものである。今回の改訂により、生徒会活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、第3章第1節ホームルーム活動において示したとおり、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとするができるとしたものである。この点については、通信制の課程についても同様である。